

令和6年9月30日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

文化スポーツ観光常任委員会報告資料

文化スポーツ観光局

目 次

	ページ
1 収入証紙の利用終了について	1
2 旅券事務に関する制度改正等について	3
3 地球市民かながわプラザの指定管理者の募集について.....	5
4 神奈川県立県民ホール（神奈川芸術劇場）及び音楽堂の指定管理者の選定について.....	11
5 神奈川近代文学館の指定管理者の選定について	18
6 宮ヶ瀬湖周辺施設の指定管理者の選定について	24
7 GREEN×EXPO 2027神奈川県出展基本構想（案）について【文化スポーツ観光局関係】	36
8 東京2025デフリンピックに向けた取組について	38

1 収入証紙の利用終了について

(1) 概要

くらしと行政のデジタル化を推進するため、収入証紙により収納している手数料及び使用料（以下「手数料等」という）について、キャッシュレス化を進め、収入証紙制度を廃止する。

収入証紙については、キャッシュレス化などの体制が整う手数料等から順次利用を終了し、最終的に令和7年9月末までに販売を終え（収入証紙制度の廃止）、利用についても令和8年3月末に終了する。

(2) 収入証紙の利用を終了する手数料等

ア 全庁

令和7年3月末 505手数料（運転免許関係手数料など）

※運転免許センターに限り運転免許関係手数料などの支払いについて、令和7年7月末まで収入証紙の利用を継続する

令和7年9月末 49手数料等（一般旅券発給手数料など）

収入証紙の販売終了（収入証紙制度の廃止）

令和8年3月末 全ての収入証紙の利用終了（経過措置期間）

イ 文化スポーツ観光局

令和7年3月末 8手数料（旅行業登録申請手数料など）

令和7年9月末 2手数料（一般旅券発給手数料など）

(3) 収入証紙廃止後の主な支払方法

○ 電子申請時の電子納付

クレジットカード、電子マネー、スマホ決済、Pay-easy（ペイジー）によるインターネットバンキングなど

○ 申請窓口でのキャッシュレス決済

クレジットカード、電子マネー、スマホ決済

○ キャッシュレス決済に対応できない方への対応

金融機関、コンビニエンスストア、一部のドラッグストアやスーパーの店舗等での納付書（現金）払い等

支払方法は手数料ごとに異なる。

(4) 周知

- 申請を行う県民・事業者に対しては、収入証紙の利用期限、新たな支払方法等について県の広報媒体や、申請手続きに係る事業者団体などを通じて、周知する。
- 収入証紙販売者に対しては、販売終了時期、残った収入証紙の取扱い等の説明を行う。

(5) 収入証紙の利用終了に伴う条例改正等の内容

- 令和7年3月末をもって収入証紙の利用を終了する手数料については、「収入証紙に関する条例」の一部を改正する必要がある、同条例別表において収入証紙により徴収するとされている手数料から削除する。
なお、運転免許センターに限り運転免許に係る手数料の支払については、令和7年7月末まで収入証紙の利用を継続する経過措置を設ける。
- 令和7年9月末には収入証紙の販売を終え、収入証紙制度を廃止するため、廃止条例案を提出する。
- 申請者が既に購入した収入証紙については、経過措置として令和8年3月末まで利用を可能とする。
- 未使用の収入証紙については、令和12年9月末まで還付を可能とする。

(6) 今後の予定

令和6年11月：「収入証紙に関する条例」の一部改正議案を提出（令和7年4月1日施行）

令和7年2月：「収入証紙に関する条例を廃止する条例」の議案を提出（令和7年10月1日施行）

<別添参考資料>

- ・参考資料1 収入証紙の利用を終了する時期別手数料等一覧

2 旅券事務に関する制度改正等について

旅券法施行令の改正など、旅券事務に関する制度改正等が行われることに伴い、神奈川県手数料条例を改正する必要があるため、その概要について報告する。

(1) 旅券事務に関する制度改正について

ア 旅券の発給申請手続の全面オンライン化

令和5年3月に旅券法が改正され、令和5年3月27日から、旅券発給申請のうち切替申請のみでオンライン申請が可能となっているが、令和7年3月24日からは、新規に申請する場合も含め、ほぼすべての申請がオンラインで可能となる。なお、パスポートの交付については、従来どおり各パスポートセンター窓口に来所が必要。

【参考：オンライン申請の対象とならない場合】

- ・ 申請者がマイナンバーカードを所有していない場合
- ・ 法定代理人、未成年後見人以外が代理で提出する場合
- ・ 緊急旅券等の発給を申請する場合

イ 旅券法施行令の改正について

旅券法施行令の一部を改正する政令が令和6年6月21日に公布された（令和7年3月24日施行）。改正の主な内容は以下のとおり。

(ア) 国による旅券の集中作成

現在都道府県で行われている旅券作成事務が、国立印刷局で一括して行われることに伴い、各都道府県の事務が「旅券の作成」から「旅券作成に必要な情報の送信」に変更となる（ただし、緊急旅券は除く）。

(イ) 申請方法に基づく都道府県手数料の差別化

新規申請を含む旅券のオンライン申請の受付が全都道府県で開始されることに伴い、都道府県が行う事務の内容に変更があることから、標準額が現在の2,000円から、オンライン申請の場合1,900円に、書面による申請の場合2,300円に変更となる。

【参考】令和7年3月24日からの一般旅券発給手数料

		国分 手数料	都道府県分手数料 (標準額)		合計額	
			改正前	改正後	改正前	改正後
10年有効 旅券	書面申請	14,000円	2,000円	2,300円	16,000円	16,300円
	オンライン申請			1,900円		15,900円
5年有効 旅券	書面申請	9,000円	2,000円	2,300円	11,000円	11,300円
	オンライン申請			1,900円		10,900円

(2) 神奈川県手数料条例の一部改正について

旅券法施行令で定める「都道府県が徴収する手数料の標準額」が変更となるため、神奈川県的一般旅券発給手数料の改正を行う。

申請種別	現行	改正後
オンライン申請	2,000円 (旅券法第20条第2項*の規定の適用を受ける場合)	1,900円 (旅券法第20条第2項*の規定の適用を受ける場合 3,900円)
紙申請	4,000円	2,300円 (旅券法第20条第2項*の規定の適用を受ける場合 4,300円)

※ 旅券法第20条第2項…過去5年以内に申請した旅券が未交付失効（旅券の発行の日から六月以内に当該旅券を受領しない場合）した場合

(3) 今後の予定

令和6年11月

第3回県議会定例会に「神奈川県手数料条例の一部を改正する条例」の議案を提出

令和7年3月

旅券の発給申請手続の全面オンライン化

「神奈川県手数料条例の一部を改正する条例」の施行

3 地球市民かながわプラザの指定管理者の募集について

(1) 指定管理者の募集について

県では、県民サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度を導入しているが、地球市民かながわプラザについては、令和7年度末に指定期間が満了となるため、次期の指定管理者の募集等を行う。

(2) 施設の目的・概要

ア 設置目的

子どもの豊かな感性をはぐくむとともに、県民の国際的理解並びに国際平和及び地球的規模の課題への認識を深めることにより地域から行動する意識を高め、併せて国際交流活動及び国際協力活動を支援する。

イ 施設概要

(ア) 常設展示室

こどもファンタジー展示室、こどもの国際理解展示室、国際平和展示室

(イ) 貸出可能な施設

a プラザホール（客席数最大358席、車いす用スペース7席）

b 企画展示室

c 映像ホール

d 会議室（大会議室、中会議室）

e 多目的室

f 創作スタジオ

g ワークショップルーム

h 研修室（A、B）

i 保育室

j スタジオ

k 控室（第1～第3）

l 展示コーナー

m NPO等のための事務室

(ウ) 無料施設

映像ライブラリー、情報フォーラム、ラウンジ

(エ) その他

事務室、応接室、書庫、収蔵庫、倉庫、プラザホール音響・調光室、給湯室、エレベーター等

(3) 指定管理者制度による施設の管理運営状況の総括

指定管理者制度による管理運営状況の総括を行ったところ、新型コロナウイルス感染症の影響による入場制限等が要因で利用者数の低下がみられたものの、その他の面では適切な管理運営が行われている。

また、施設の設備を活用しながら、国際性豊かで多種多様なイベントや展示が安定的に企画・実施されるなどの効果が認められ、指定管理者制度による管理運営は有効であると評価できる。

このため、引き続き指定管理者制度により、施設の管理運営を行う。

<参考1> 指定管理業務に係る収支状況

(単位:千円、%)

年度	収入※a	支出b	収支差額 c=a-b	収支差額率 c/a×100
令和3年度	321,693 (294,049)	287,295	34,398	10.7
令和4年度	332,119 (298,097)	304,408	27,711	8.3
令和5年度	343,355 (302,817)	294,569	48,786	14.2
合計	997,167 (894,963)	886,272	110,895	11.1

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 無

※ 括弧は内数で、「指定管理料」を示す。

＜参考2＞県内中小企業者や障害者雇用企業等（障害者雇用企業、障害福祉サービス事業所、在宅就業支援団体など）への優先的な発注実績（令和5年度）

発注先	提案した具体的な優先発注業務	件数	金額 (千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内 中小企業者	各種保守点検（常設展示室照明、プラザホール舞台音響設備、プラザホールピアノ、段差解消昇降機、自動ドア、シャッター、排煙窓、冷水器等）、常設展示室受付案内、清掃業務、広報物デザイン・印刷	24 （うち当初から優先発注を提案していた業務の件数13）	32,112 （うち当初から優先発注を提案していた業務の実績額27,740）	—
障害者雇用 企業等	—	—	—	—

(4) 募集の方法

公募により募集する。

(5) 指定期間

5年間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）とする。

(6) 募集単位

地球市民かながわプラザとする。

(7) 選定基準の考え方

ア 指定管理者に求める能力・内容

- (ア) 指定管理業務実施に当たっての考え方、運営方針等
- (イ) 施設の維持管理
- (ウ) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金
- (エ) 事故防止等安全管理
- (オ) 地域と連携した魅力ある施設づくり
- (カ) 人的な能力、執行体制

- (キ) 財政的な能力
 - (ク) コンプライアンス、社会貢献
 - (ケ) 事故・不祥事への対応、個人情報保護
 - (コ) これまでの実績
- イ 選定基準の作成に当たって重視する視点
- (ア) 維持管理業務
 - ・ 施設の特性・課題を踏まえた維持管理
 - (イ) 施設運營業務
 - ・ 子どもの豊かな感性の育成や県民の国際的理解等地球市民意識の醸成、県民の国際活動の支援の拠点として、多くの方に利活用されるよう、展示施設やホール、情報フォーラム等多岐にわたる施設を適切に運営すること。
- ウ 選定基準の配点割合
- サービスの向上：55点、管理経費の節減等：20点、団体の業務遂行能力：25点

(8) 外部評価委員会委員（案）

氏名	性別	職業	分野	本県の指定 管理者選定 委員の経験 有無 (委員会名)	選定理由
志賀 裕朗	男	横浜国立 大学国際 社会科学 研究院 教授	学識経験 者	無	国際協力、国際政治 学の分野に精通し、 国際協力の実務に 携わった経験もあ ることから、国際施 策全般にわたり知 識・造詣が深い。
小林 仁子	女	公認会計 士（小林 仁子公認 会計士事 務所）	経理識見 者	無	財務審査の専門家 であるほか、指定管 理者制度モニタリ ング会議委員の経 験もあり、指定管理 者の評価に詳しい。

氏名	性別	職業	分野	本県の指定 管理者選定 委員の経験 有無 (委員会名)	選定理由
柳 晴実	女	特定非営 利活動法 人かなが わ外国人 すまいサ ポートセ ンター 事務局長	事業精通 者	無	外国籍県民かなが わ会議の委員長を 務めるなど、外国籍 県民支援や本県の 国際施策に造詣が 深い。
梅田 巖	男	横浜市立 豊田小学 校校長	施設利用 者	無	校外学習の利用が 多い学校で、学校教 育としての利用な ど、施設利用者の観 点からの意見が期 待できる。
松本 陽子	女	特定社会 保険労務 士	労務管理 識見者	有 地球市民か ながわプラ ザ (R元年 度)	指定管理施設の労 務管理に関して、専 門的立場からの意 見が期待できる。

(9) 今後のスケジュール

令和6年10月～11月	外部評価委員会において、選定基準（案）について意見聴取を行い、決定
12月	第3回県議会定例会文化スポーツ観光常任委員会に、指定管理者の選定基準を報告
令和7年1月～	指定管理者を募集
4月～	外部評価委員会等による候補者選定
6月	第2回県議会定例会に指定管理者の指定議案を提出
令和8年4月	指定管理者による管理運営開始

別紙

施設概要

設置年月日	平成 10 年 2 月 1 日
所在地	横浜市栄区小菅ケ谷一丁目 2 番 1 号
構造等	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 1 階・地上 5 階
施設の内容	こどもファンタジー展示室、こどもの国際理解展示室、国際平和展示室、プラザホール、企画展示室、映像ホール、会議室、映像ライブラリー、情報フォーラム、ラウンジ ほか

※横浜市及び公益財団法人神奈川県市町村振興協会との合築建築物

4 神奈川県立県民ホール（神奈川芸術劇場）及び音楽堂の指定管理者の選定について

(1) 指定管理者の選定について

県では、公の施設における県民サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度を導入しているが、県民ホール（神奈川芸術劇場）及び音楽堂については、令和7年度末に現在の指定期間が満了となるため、次期指定管理者の選定を行う。

なお、同じく令和7年度末に指定期間が満了となる県民ホール（本館）については、令和7年4月から休館となるため、次期指定管理の対象から除外することとする。

(2) 施設の目的・概要

ア 設置目的

県民の文化芸術に関する活動の振興及び福祉の増進を図る。

イ 施設概要

別紙のとおり

(3) 指定管理者制度による施設の管理運営状況の総括等

指定管理者制度による管理運営状況の総括を行ったところ、県民ホール（本館、神奈川芸術劇場）の施設の管理運営が適切に行われていることを確認した。音楽堂は、施設の利用状況及び収入について改善が必要と認められる状況があったが、令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症の影響が要因と考えられ、その他の面では適切な管理運営が行われていることを確認した。

また、3館の一体的な運営による効率的・効果的な業務の実施、社会連携ポータル部門の新設による鑑賞サポートの充実、周辺地域との連携強化、人材育成の取組、県民ホール（本館、神奈川芸術劇場）におけるキャッシュレス決済の導入や飲食スペースの充実、音楽堂における公益目的の利用（芸術文化に係る公演等）が見込まれない場合にホールを講演会や研修会等での利用に積極的に貸し出すなどの取組については効果が認められ、県民ホール（本館）が休館に入り、2館の運営となっても指定管理者制度による管理運営は有効であると評価できる。

このため、県民ホール（神奈川芸術劇場）及び音楽堂の2館について、引き続き指定管理者制度による施設の管理運営を行う。

〈参考1〉指定管理業務に係る収支状況 (単位：千円)

年度	収入 a	支出 b	収支差額 c=a-b	収支差額率 c/a×100
令和3年度	2,619,506(1,506,000)	2,651,076	-31,570	-1.21%
令和4年度	2,642,386(1,506,000)	2,721,519	-79,133	-2.99%
令和5年度	2,570,401(1,506,666)	2,597,810	-27,409	-1.07%
合計	7,832,293(4,518,666)	7,970,405	-138,112	-1.76%

※ 括弧は内数で、指定管理料を示す。

〈参考2〉県内中小企業者や障害者雇用企業等（障害者雇用企業、障害福祉サービス事業所、在宅就業支援団体など）への優先的な発注実績（令和3年度から令和5年度）

(単位：千円)

発注先	提案した具体的な 優先発注業務	件数	金額
県内中小 企業者	施設保守点検業務	33	295,141
	清掃業務	10	259,547
	警備業務	10	204,412
	システム運用保守業務	8	63,577
障害者雇 用企業等	名刺 (納品配送費込み：検品、梱 包、発送手続作業含む)	65	269
合計		126	822,946

(4) 選定の方法

非公募により選定する。

(理由)

県民ホール（神奈川芸術劇場）及び音楽堂の管理運営及び事業の企画・実施については、かながわ文化芸術振興計画（令和6年3月改定）の重点施策である「子ども・若者の文化芸術活動の充実」、「共生社会の実現に向けた高齢者・障がい者等の文化芸術活動の充実等」、「文化芸術の振興を推進するための環境整備」等、本県の文化行政を着実に推進するため、県行政との一体的な対応が不可欠である。

また、海外アーティストの招へいや、舞台芸術作品や子ども・青少年向けの体験型アウトリーチ事業等、出演者や演出家等との企画・制作等を円滑に行うには、それに携わる専門スタッフの確保・育成と、知識・経験や人的ネットワークの蓄積も必要である。

特に、県民ホール（本館）が休館する令和7年4月以降は、県と指定管理者が、これまで以上に緊密に連携し、県民ホール（神奈川芸術劇場）及び音楽堂での事業をより一層充実させるとともに、県民ホール（本館）の再整備後を見据えて、市町村や他の文化芸術団体等との連携を強化し、オペラやバレエを含めた幅広い事業をアウトリーチ等で実施していくことで、県民の文化芸術の鑑賞、発表の機会を維持、強化していくことが求められる。

県民ホール（本館）が休館する中で、県の文化芸術振興の取組を着実に進めていくためには、公演やアウトリーチ事業等の実績を有しているだけでなく、県内の文化芸術活動の現状を熟知し、市町村や文化芸術団体との連携を強化していくことのできる団体が指定管理者としてふさわしい。

以上の観点を踏まえ、県民ホール（神奈川芸術劇場）及び音楽堂の運営に当たっては、これまで指定管理者として様々な分野の公演の実績があり、2館の特性や留意点、県内の文化芸術活動の状況等を熟知し、県や市町村と密接に連携して、神奈川の文化の創造と発展に寄与してきた公益財団法人神奈川芸術文化財団を候補として、選定作業を進めていく。

なお、非公募であるが、透明性を保つため、公募と同様の手続をとることとし、申請要項及び提案書を公開し、外部評価委員会により、厳正に評価を行う。

加えて、指定管理開始後も、引き続き実績評価委員会の確認により、経費節減や県民サービスの向上等に繋がる運営が行われているのかを検証していく。

(5) 指定期間

3年間（令和8年4月1日～令和11年3月31日）とする。

※ 県民ホール（本館）については、今後再整備の方向性を決定した上で、指定管理施設の範囲等についても、決定していく予定であるため、その方向性が明確になるまでの時間を考慮し、指定期間を3年間とした。

(6) 選定の単位

県民ホール（神奈川芸術劇場）及び音楽堂の2館を一体として選定する。

(7) 選定基準の考え方

ア 指定管理者に求める能力・内容

- (ア) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等
- (イ) 施設の維持管理
- (ウ) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金
- (エ) 事故防止等安全管理
- (オ) 地域と連携した魅力ある施設づくり
- (カ) 人的な能力、執行体制
- (キ) 財政的な能力
- (ク) コンプライアンス、社会貢献
- (ケ) 事故・不祥事への対応、個人情報保護
- (コ) これまでの実績

イ 選定基準の作成にあたって重視する視点

- (ア) 維持管理業務
 - ・ 2施設の特性・課題を踏まえた維持管理
 - ・ 一体運営による効率的・効果的な維持管理
- (イ) 施設運営業務
 - ・ 本県の文化行政の拠点施設として、かながわ文化芸術振興計画に基づき、県の施策に沿った施設運営、事業の実施が求められるとともに、指定管理者のノウハウや経験を生かし、長期的視点に立った運営方針に基づく質の高い事業の実施、専門的人材の養成・確保、普及啓発事業等を実施できること
 - ・ 2施設の特性を踏まえつつ、県民ホール（本館）休館の影響を最小限にするためのアウトリーチ事業等を含め、一体的な事業展開を進められること

ウ 選定基準の配点割合

サービスの向上：55点、管理経費の節減等：20点、団体の業務遂行能力：25点

(8) 外部評価委員会委員（案）

氏名	職業	分野	本県の指定管理者選定委員の経験の有無 (委員会名)	選定理由
垣内 恵美子	政策研究大学院大学名誉教授	文化政策 (学識経験者)	有 (令和元年度県民ホール指定管理者選定外部評価委員会)	芸術文化政策が専門。元文化庁職員、文化行政の動きなどにも詳しい。
石田 麻子	昭和音楽大学教授	文化政策 (学識経験者)	無	国内外の歌劇場や劇場運営についての調査・研究を行っており、文化政策全般に知識・造詣が深い。県文化芸術振興審議会副会長
高野 伊久男	公認会計士・税理士、税理士法人タカノ代表社員、横浜アオイ監査法人代表社員	財務審査 (経理識見者)	無	多数の非営利法人の監査・税務会計に従事している。 令和5年度県民ホール及び音楽堂指定管理業務実績評価委員会委員
関田 周平	社会保険労務士	労務管理 (労務管理識見者)	無	指定管理施設の労務管理に関して、専門的立場からの意見が期待できる。
箕口 一美	東京藝術大学大学院教授	ホール運営 (事業精通者)	無	公共ホールの指定管理者選定評価委員会委員に就任している。 アウトリーチ事業に関して造詣が深く、指定管理の自主事業への提言が期待できる。

(9) 今後のスケジュール

令和6年10月～11月	外部評価委員会において、選定基準（案）について意見聴取を行い決定
12月	第3回県議会定例会文化スポーツ観光常任委員会に指定管理者の選定基準を報告するとともに、利用料金の変更に伴う「神奈川県立県民ホール条例」及び「神奈川県立音楽堂条例」の改正概要を報告
令和7年3月	第1回県議会定例会に「神奈川県立県民ホール条例」及び「神奈川県立音楽堂条例」改正議案を提出
4月～	公益財団法人神奈川芸術文化財団からの申請書類受付
7月～	外部評価委員会等による候補者選定
9月	第3回県議会定例会に指定管理者の指定議案を提出
令和8年4月	指定管理者による管理運営開始

施設概要

1 県民ホール（神奈川芸術劇場）

設置年月日	平成23年1月11日
所在地	横浜市中区山下町281番地
構造等	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造地下1階 地上10階 最高部高さ50m(NHKアンテナタワー: 104.67m)
施設の内容	ホール（可動客席 最大約1,200席）、楽屋9室
	大スタジオ（可動客席 最大約220席）、楽屋4室
	中スタジオ・小スタジオA、楽屋4室
	アトリエ（小スタジオB）、更衣室2室
	駐車施設（地下駐車場 普通乗用車65台、自動二輪車8台（NHKとの共有））
アトリウム・レストラン（NHKとの共有）、カフェ（NHKとの共用部分）、事務室 ほか	

※NHK横浜放送局との合築建築物

2 音楽堂

設置年月日	昭和29年11月4日
所在地	横浜市西区紅葉ヶ丘9番地の2
構造等	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階
施設の内容	ホール（収容人数1,106人）
	控室6室
	リハーサル室、楽器室 ほか

5 神奈川近代文学館の指定管理者の選定について

(1) 指定管理者の選定について

県では、公の施設における県民サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度を導入しているが、神奈川近代文学館については、令和7年度末に指定期間が満了となるため、次期指定管理者の選定を行う。

(2) 施設の目的・概要

ア 設置目的

近代文学に係る図書及びその著者の遺品等を収集し、整理保存し、及び展示し、並びに近代文学に係る図書を閲覧に供するとともに、県民に文化活動の場を提供する。

イ 施設概要

別紙のとおり

(3) 指定管理者制度による施設の管理運営状況の総括等

指定管理者制度による管理運営状況の総括を行ったところ、施設の管理運営が適切に行われていることを確認した。

利用状況及び収支状況については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための利用制限を行っていた時期には減少しているが、制限等が緩和され始めた令和4年度からは回復傾向が見られ、今後も積極的な事業展開を継続することで、利用状況及び収入の向上が見込まれると考えられる。

また、利用者満足度調査では例年「満足」と答えた利用者の割合が9割を超えており、真摯な運営を行っていることが認められる。

神奈川近代文学館は、本県にゆかりのある貴重な近代文学資料を県民の共有財産として収集、保存、展示することを目的として設置された施設であり、公益財団法人神奈川文学振興会（以下「文学振興会」という。）は、本施設を効果的に運営する母体として設立された組織である。長年にわたる文学関係者やその遺族などとの信頼関係を基礎とした施設の運営がなされており、指定管理者制度による管理運営は有効であると評価できる。

このため、引き続き指定管理者制度による管理運営を行う。

〈参考1〉指定管理業務に係る収支状況 (単位：千円)

年度	収入 a	支出 b	収支差額 c=a-b	収支差額率 c/a×100
令和3年度	422,523(410,043)	422,519	4	0%
令和4年度	432,467(410,043)	432,466	1	0%
令和5年度	436,741(413,887)	436,739	2	0%
合計	1,291,731(1,233,973)	1,291,724	7	0%

※ 括弧は内数で、指定管理料を示す。

〈参考2〉県内中小企業者への優先的な発注実績(令和3年度から令和5年度)
(単位：千円)

発注先	提案した具体的な 優先発注業務	件数	金額
県内中小 企業者	保安警備業務	3	3,000
	設備維持業務	32	25,642
	清掃業務	4	37,178
	ポスター掲出業務等	85	18,191
合計		124	84,011

(4) 選定の方法

非公募により選定する。

(理由)

神奈川近代文学館と文学振興会は、それぞれの設立当初から一体として活動しており、近代文学館の収蔵資料のかなりの割合が、文学振興会の理事・評議員との強いつながり、作家のプライバシーへの配慮(書簡等の私文書、遺品等の扱い)や管理方法などに係る文学振興会への信頼関係を基礎として、文学関係者やその遺族などから寄託や寄贈を受け、収集されたものである。

そのため、他の指定管理者のもとで管理されることとなった場合には、寄託者等から資料の返還を求められる可能性が高い。

また、神奈川近代文学館の指定管理業務が文学振興会以外の者により行われることとなった場合は、文学振興会が持つ人的ネットワークや信頼関係を生かした文学資料の収集は継続できない。

さらに、文学振興会が神奈川近代文学館で開催してきた特別展についても、文学関係者や作家遺族との信頼関係をもとに企画・制作されたものであり、館内収蔵資料の利用や他の文学資料収蔵施設(文学館、大学など)との提携・調整などは、高い専門性や相互の信頼関係に基づくネ

ットワーク、ノウハウが求められるものであり、展覧会の質の維持のためには不可欠なものである。

加えて、文学振興会が設立以来40年近くにわたって蓄積してきた、高い専門性に裏打ちされた資料整理・保存に関する経験・ノウハウは、容易に獲得・継承できるようなものではなく、こうした観点からも、他者が指定管理者となった場合は、事業の停滞などが予想される。

以上の観点を踏まえ、神奈川近代文学館の運営に当たっては、これまで指定管理者として、県と密接に連携して、神奈川の文化の創造と発展に寄与してきた文学振興会を候補として、選定作業を進めていく。

なお、非公募であるが、透明性を保つため、公募と同様の手続をとることとし、申請要項及び提案書を公開し、外部評価委員会により、厳正に評価を行う。

(5) 指定期間

5年間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）とする。

(6) 選定の単位

神奈川近代文学館とする。

(7) 選定基準の考え方

ア 指定管理者に求める能力・内容

- (ア) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等
- (イ) 施設の維持管理
- (ウ) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金
- (エ) 事故防止等安全管理
- (オ) 地域と連携した魅力ある施設づくり
- (カ) 人的な能力、執行体制
- (キ) 財政的な能力
- (ク) コンプライアンス、社会貢献
- (ケ) 事故・不祥事への対応、個人情報保護
- (コ) これまでの実績

イ 選定基準の作成にあたって重視する視点

- (ア) 維持管理業務
 - ・ 施設の特性・課題を踏まえた維持管理
- (イ) 施設運營業務
 - ・ 近代文学に係る図書及びその著者の遺品等を収集し、整理保存

し、及び展示し、並びに近代文学に係る図書を開覧に供するとともに、併せて県民に文化活動の場を提供するための施設として文学館の役割を適切に担えること

ウ 選定基準の配点割合

サービスの向上：55点、管理経費の節減等：20点、団体の業務遂行能力：25点

(8) 外部評価委員会委員（案）

氏名	職業	分野	本県の指定管理者選定委員の経験の有無 (委員会名)	選定理由
庄司 達也	横浜市立 大学教授	文学（学識 経験者）	無	日本近代文学に造詣が深く、文学振興会の指定管理を適切に評価できる。
中野 稔	日本経済 新聞社編 集委員	マスコミ (行政識経 者)	無	報道機関の編集委員及び文化部記者として、文化行政全般にわたり、知識・造詣が深く、文学振興会の指定管理を適切に評価できる。
鈴木 靖	新宿歴史 博物館・ 新宿区立 漱石山房 記念館 長・学芸 アドバイザー	文学館運営 (事業精通 者)	有 (令和元年度神 奈川県立神奈 川近代文学館 指定管理者外 部評価委員会)	公立文学館の館長として、公立文化施設の運営管理の現場に明るく、文学への知識、造詣も深いため、文学振興会の指定管理を適切に評価できる。
田沼 光明	横浜学園 理事長	利用者（施 設利用者）	有 (令和元年度神 奈川県立神奈 川近代文学館 指定管理者外 部評価委員会)	文学展見学など近代文学館を利用しているため、文学振興会の指定管理を適切に評価できる。
高野 伊久男	公認会計 士・税理 士・税理 士法人タ カノ代表	財務審査 (経理識見 者)	無	多数の非営利法人の監査・税務会計に従事している。令和5年度県民ホール及び音楽堂指

	社員・横浜アオイ監査法人代表社員			定管理業務実績評価委員会委員
関田 周平	社会保険労務士	労務関係 (労務管理見識者)	無	指定管理施設の労務管理に関して、専門的立場からの意見が期待できる。

(9) 今後のスケジュール

令和6年10月～11月	外部評価委員会において、選定基準（案）について意見聴取を行い決定
12月	第3回県議会定例会文化スポーツ観光常任委員会に指定管理者の選定基準を報告するとともに、利用料金の変更に伴う「神奈川県立神奈川近代文学館条例」の改正概要を報告
令和7年3月	第1回県議会定例会に「神奈川県立神奈川近代文学館条例」改正議案を提出
4月～	文学振興会からの申請書類受付
7月～	外部評価委員会等による候補者選定
9月	第3回県議会定例会に指定管理者の指定議案を提出
令和8年4月	指定管理者による管理運営開始

施設概要

設置年月日	昭和59年6月8日	
所在地	横浜市中区山手町110	
構造等	鉄筋コンクリート造	
	本館	地上2階 地下3階
	展示館	地上2階 地下1階
	展示館（増築分）	地上1階 地下2階
施設の内容	展示室（3室）	
	資料室（2室 17万点収蔵可能） 2室 250.9㎡	
	収蔵庫（3室 90万点収蔵可能）	
	閲覧室（16席）	
	ホール（固定客席220席）	
	中会議室（定員60人）、小会議室（定員18人）、和室（定員20人）	
	撮影室、燻蒸室 ほか	

6 宮ヶ瀬湖周辺施設の指定管理者の選定について

(1) 指定管理者の選定について

県では、県民サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度を導入しているが、宮ヶ瀬湖周辺施設（宮ヶ瀬やまなみセンター、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地並びに宮ヶ瀬湖カヌー場）については、令和7年度末に指定期間が満了となるため、次期の指定管理者候補の選定を行う。

(2) 施設の目的・概要

別紙1のとおり

(3) 指定管理者制度による施設の管理運営状況の総括

指定管理者制度による管理運営状況の総括を行ったところ、施設の管理運営が適切に行われていることを確認した。

宮ヶ瀬湖周辺地域の観光、交通、イベントなどの発信や施設の利用承認・イベント参加の申込み等を宮ヶ瀬やまなみセンター別館に集約し、ワンストップサービスを提供することで利用者サービスの向上に努めたほか、清掃・点検等の一部管理業務の合併発注により効率的な運営を行うなど、指定管理者制度による管理運営は有効であると評価できる。

このため、引き続き指定管理者制度により、施設の管理運営を行う。
(※収支状況等については別紙2のとおり)

(4) 指定管理者候補の選定方法

公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団を一者指定・非公募により選定する。

(理由)

ア 宮ヶ瀬湖周辺施設設置の経緯

宮ヶ瀬湖周辺施設は、ダムの建設と周辺地域の振興・活性化などを図ることを目的として策定された「宮ヶ瀬ダム貯水池周辺地域整備基本計画」を推進するため、国や県、地元市町村の役割分担を踏まえた合意に基づき設置された。また、周辺地域の振興と発展に寄与し、同計画を推進する母体として「宮ヶ瀬ダム周辺振興財団」が設立され、宮ヶ瀬湖周辺施設の管理と地域の活性化推進事業を実施してきた。

イ 宮ヶ瀬湖周辺施設の指定管理者に求められる要件

宮ヶ瀬湖周辺施設の指定管理者には、宮ヶ瀬湖周辺地域の特別な事情から、次の要件を満たすことが不可欠である。

- (ア) 宮ヶ瀬ダムの建設が、水没地域の住民並びに地元市町村の多大な協力により実現したことに対し、深い理解があること。
- (イ) 単なるサービスの向上や効率的な運営に留まらず、宮ヶ瀬湖周辺地域の振興と活性化の中心的役割を担えること。
- (ウ) 周辺地域活性化事業の実施にあたり、国、県、地元市町村とスムーズに連携を図ることができること。
- (エ) 指定管理者となることについて、地元市町村から合意が得られること。

ウ 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団の実績

宮ヶ瀬ダム周辺振興財団は指定管理者として、国・県・地元市町村はもとより、地域住民とも合意形成を図りながら、当該施設を管理運営しており、以下の効果がみられた。

- (ア) 施設の一部を活用した各種イベントの開催など、新たな事業等が展開されている。
- (イ) 宮ヶ瀬湖周辺施設を一体的に管理することにより、中長期的な地域振興や施設間の連携効果が発揮され、施設運営の効率化及び経費削減が図られている。
- (ウ) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団は「観光地域づくり法人（登録DMO）」として登録されており、宮ヶ瀬湖周辺地域の振興の司令塔として地域活性化に向けた様々な取組を推進している。

(5) 指定期間

5年間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）とする。

(6) 選定単位

宮ヶ瀬やまなみセンター、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地並びに宮ヶ瀬湖カヌー場の3施設については、周辺地域の振興のため一体的に計画・整備された経緯があり、中長期的な地域振興や施設間の連携効果発揮という観点から、複数の施設を一体的に管理することが、より効果的・効率的と判断されるため、3施設をもって1つの選定単位とする。

(7) 選定基準の考え方

ア 指定管理者に求める能力・内容

- (ア) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等
- (イ) 施設の維持管理
- (ウ) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金
- (エ) 事故防止等安全管理
- (オ) 地域と連携した魅力ある施設づくり
- (カ) 人的な能力、執行体制
- (キ) 財政的な能力
- (ク) コンプライアンス、社会貢献
- (ケ) 事故・不祥事への対応、個人情報保護
- (コ) これまでの実績

イ 選定基準の作成にあたって重視する視点

- (ア) 総合的な運営方針
 - a 宮ヶ瀬湖周辺地域の特別な事情を踏まえた運営管理
 - b 宮ヶ瀬湖の水質の保全、周辺地域の自然環境の保全と充実等を図りながら、併せて周辺地域の振興・活性化を図ること
- (イ) 維持管理業務
 - a 個々の施設の特性を踏まえた維持管理
 - b 一体運営による効果的・効率的な維持管理
- (ウ) 施設運営業務
 - a 個々の施設の特性を活かした利用促進のための企画・取組
 - b 一体運営により可能となる利用促進のための企画・取組
 - c 接客、苦情処理、利用者ニーズの把握
 - d 事故防止等安全管理
- (エ) 地域や地元市町村、関係機関等との連携及び協力

ウ 選定基準の配点割合

サービスの向上：55点、管理経費の節減等：20点、団体の業務遂行能力：25点

(8) 外部評価委員会委員（案）

氏名	性別	職業	分野	本県の指定管理者選 定委員の経験の有無 (委員会名)	選定理由
入江 彰昭	男	東京農業 大学地域 環境科学 部教授	学識経験 者	無	大学教授とし て、水源地の地 域振興、地域づ くりに対する知 識・造詣が深 い。
藏本 隆	男	公認会計 士	経理に関 する識見 を有する 者	有 (宮ヶ瀬湖周辺施設 指定管理者外部評 価委員会、神奈川 県立神奈川近代文 学館指定管理者外 部評価委員会、神 奈川県立かながわ アートホール指定 管理者外部評価委 員会)	公認会計士とし て経理に関する 深い識見を有し ている。
城田 孝子	女	弁護士	法務に関 する識見 を有する 者	有 (宮ヶ瀬湖周辺施設 指定管理者外部評 価委員会、神奈川 県立のビジターセ ンター指定管理 者外部評価委員 会)	弁護士として法 務に関する深い 識見を有してい る。
高島 眞美	女	社会保険 労務士	労務管理 に関する 識見を有 する者	有 (宮ヶ瀬湖周辺施設 指定管理者外部評 価委員会、神奈川 県立スポーツ施設 指定管理者外部 評価委員会、神 奈川県立のビジ ターセンター指 定管理者外部評 価委員会)	社会保険労務士 として労務管理 に関する深い識 見を有してい る。

石原 朗	男	公益社団法人相模原市観光協会専務理事	施設利用者代表	無	地元観光協会の役員であり、宮ヶ瀬湖周辺の地域活性化について適切な助言が期待できる。
川島 裕子	女	特定非営利活動法人神奈川県レクリエーション協会理事	施設利用者代表	有 (神奈川県立都市公園及びスポーツ施設指定管理者評価委員会等)	当園地に類似する都市公園に関する深い見識を有している。
山田 一夫	男	特定非営利活動法人きよかわアウトドアスポーツクラブ理事長	施設利用者代表	有 (宮ヶ瀬湖周辺施設指定管理者外部評価委員会)	カヌーを中心としたアウトドアスポーツクラブの代表者であり、施設利用者の視点からのサービス面の評価が期待できる。

(9) 今後のスケジュール

令和6年10月～11月	外部評価委員会において、選定基準（案）について意見聴取を行い、決定
12月	第3回県議会定例会文化スポーツ観光常任委員会に、指定管理者の選定基準を報告
令和7年1月～	指定管理者候補から申請書類を受付
4月～	外部評価委員会等による候補者選定
6月	第2回県議会定例会に指定管理者の指定議案を提出
令和8年4月	指定管理者による管理運営開始

宮ヶ瀬湖周辺施設について

施設（所在地）	所管局	施設の目的・概要
宮ヶ瀬やまなみセンター （別館含む）（清川村）	政策局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源地域の活性化のための広域的な交流拠点施設 【本館】 ・ 平成10年9月設置 ・ 鉄筋コンクリート造3階建て（地上2階、地下1階） ・ 研修会議室、事務室、展望ホール、情報コーナー、展望広場等 【別館】 ・ 昭和61年11月に宮ヶ瀬ビジターセンターとして設置（ビジターセンターとしては平成27年度中に廃止し、平成28年4月から政策局に移管） ・ 鉄筋コンクリート造2階建て
宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地 宮ヶ瀬湖集団施設地区 〔 及沢園地地区 小中沢園地地区 〕 （清川村） 鳥居原園地 （相模原市）	環境農政局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然とのふれあいの機会を提供し、県民の保健、休養、自然環境への理解に資するための施設 ・ ダム建設に当たり建設省が整備 ・ 平成11年1月、県環境部に施設（広場、園路等）が引き渡され、その後、自然公園施設として管理運営 ・ 園路、植栽、広場等

<p>宮ヶ瀬湖カヌー場 (清川村)</p>	<p>文化スポーツ 観光局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ カヌーに関する知識の習得、技能の向上の場を提供し、県民のスポーツの振興に寄与するための施設 ・ 平成10年開催「かながわ・ゆめ国体」カヌー競技会場として整備 ・ 国体終了後、平成11年4月から教育局、平成28年4月からスポーツ局、令和6年4月から文化スポーツ観光局が管理運営 <p>【管理棟】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄骨造2階建て ・ 会議室、研修室等 <p>【艇庫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄骨造平屋建て
---------------------------	-----------------------	--

宮ヶ瀬湖周辺施設過去 3 年間収支状況（3 施設合計）

（単位：千円）

年度	収入状況				支出	収支 差額
	指定 管理料	利用 料金	その他収 入（指定管 理者の自 主財源）	収入 合計		
令和 3 年度	164,621	16,799	13	181,433	176,755	4,678
令和 4 年度	161,054	26,228	45	187,327	188,451	-1,124
令和 5 年度	161,054	24,076	1,173	186,303	182,703	3,600
合計	486,729	67,103	1,231	555,063	547,909	7,154

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 有

原油価格高騰等による光熱費の増

令和 4 年度

電気代：1,556 千円 ガス代：34 千円 燃料代：889 千円

合計：2,479 千円

令和 5 年度

ガス代：19 千円 燃料代：941 千円

合計：960 千円

（以下、各施設別内訳）

宮ヶ瀬やまなみセンター（別館含む）

指定管理業務に係る収支状況

（単位：千円、%）

年度	収入状況				支出 b	収支 差額 c=a-b	収支 差額率 c/a× 100
	指定 管理料	利用 料金	その他収 入（指定管 理者の自 主財源）	収入 合計 a			
令和 3 年度	95,371	5	0	95,376	92,884	2,492	2.61%
令和 4 年度	95,371	7	0	95,378	96,178	-800	-0.84%
令和 5 年度	95,371	3	1,076	96,450	94,225	2,225	2.31%
合計	286,113	15	1,076	287,204	283,287	3,917	1.36%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 有

原油価格高騰等による光熱費の増

令和4年度 電気代：1,516千円 燃料代：889千円

合計：2,405千円

令和5年度 燃料代：941千円

県内中小企業の優先発注

発注先	提案した具体的な優先発注業務	件数 (実績)	金額 (実績： 千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業者	空調設備点検業務	3	5,379	
	オイルタンク気密検査業務	3	216	
	消防設備点検業務	3	530	
	害虫駆除業務	3	898	
	庁舎等清掃業務	5	15,006	
	プリンター植栽業務	3	900	
	夜間照明	3	901	
	音響ステージ委託	6	451	
	体験運営費用	48	13,463	
	ホームページ保守等	5	1,925	
	その他	36	7,786	提案はなかったが県内中小企業者に発注
障害者雇用企業等	無	-	-	

宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地

指定管理業務に係る収支状況

(単位：千円、%)

年度	収入状況				支出 b	収支 差額 c=a-b	収支 差額 率 c/a× 100
	指定 管理料	利用 料金	その他 収入 (指定 管理者 の自主 財源)	収入 合計 a			
令和3年度	47,111	15,952	0	63,063	61,810	1,253	1.99%
令和4年度	47,111	25,257	0	72,368	71,004	1,364	1.88%
令和5年度	47,111	23,073	0	70,184	69,519	665	0.95%
合計	141,333	64,282	0	205,615	202,333	3,282	1.60%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 無

県内中小企業の優先発注

発注先	提案した具体的な優先発注業務	件数 (実績)	金額 (実績： 千円)	提案があったのに 実績がない理由及 び今後の対応
県内中小企業者	害虫駆除業務	3	664	
	給水設備点検業務	3	3,494	
	汚水設備保守点検業務	3	1,966	
	浄化槽保守点検業務	3	2,294	
	水景設備点検	3	622	
	機械除雪	2	403	
	庁舎等清掃業務	2	285	
	受水槽清掃業務	2	605	
	汲み取り業務	3	1,810	
	夜間巡視警備	3	6,243	
	樹木	2	899	
	法面除草業務	7	38,528	
芝生管理業務	3	5,753		

県内中小企業者	夜間照明	2	531	
	その他	74	44,158	提案はなかったが 県内中小企業者に 発注
障害者雇用企業等	無	-	-	

宮ヶ瀬湖カヌー場

指定管理業務に係る収支状況

(単位：千円、%)

年度	収入状況				支出 b	収支 差額 c=a-b	収支 差額率 c/a× 100
	指定 管理料	利用 料金	その他 収入(指 定管理 者の自 主財源)	収入 合計 a			
令和3年度	22,139	842	13	22,994	22,061	933	4.06%
令和4年度	18,572	964	45	19,581	21,269	-1,688	-8.62%
令和5年度	18,572	1,000	97	19,669	18,959	710	3.61%
合計	59,283	2,806	155	62,244	62,289	-45	-0.07%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 有

原油価格高騰等による光熱費の増

令和4年度 電気代：40千円 ガス代：34千円

合計：74千円

令和5年度 ガス代：19千円

県内中小企業の優先発注

発注先	提案した具体的 な優先発注業務	件数 (実績)	金額 (実績： 千円)	提案があったのに 実績がない理由及 び今後の対応
県内中小企業者	消防設備保守点 検業務	3	592	
	害虫駆除業務	2	294	
	モーターボート 保守点検	3	2,231	
	競技コース保守 点検	3	8,613	
	庁舎等清掃業務	3	377	
	受水槽清掃業務	2	393	
	産業廃棄物処理	1	144	

県内中小企業者	その他	19	3,318	提案はなかったが 県内中小企業者に 発注
障害者雇用企業等	無	—	—	—

※端数処理の都合上、3施設合計と各施設別の内訳計は一致しない場合がある。

7 GREEN×EXPO 2027神奈川県出展基本構想（案）について【文化スポーツ観光局関係】

令和9年に本県で開催されるGREEN×EXPO 2027は、国、自治体、企業等による花・緑出展が中核事業の一つとなっており、県は、開催地自治体として、庭園及びステージを活用した出展を行うこととし、今回、出展の理念やテーマ、展示の内容等の基本的な方針を示す「神奈川県出展基本構想（案）」（以下、「基本構想」という。）を取りまとめたので報告する。

(1) GREEN×EXPO 2027の概要

- ア 開催場所:旧上瀬谷通信施設（横浜市）
- イ 開催期間:令和9年3月19日（金）から令和9年9月26日（日）まで
- ウ 博覧会区域:約100ha
- エ 有料来場者数:1,000万人以上（見込み）
- オ 開催運営:公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

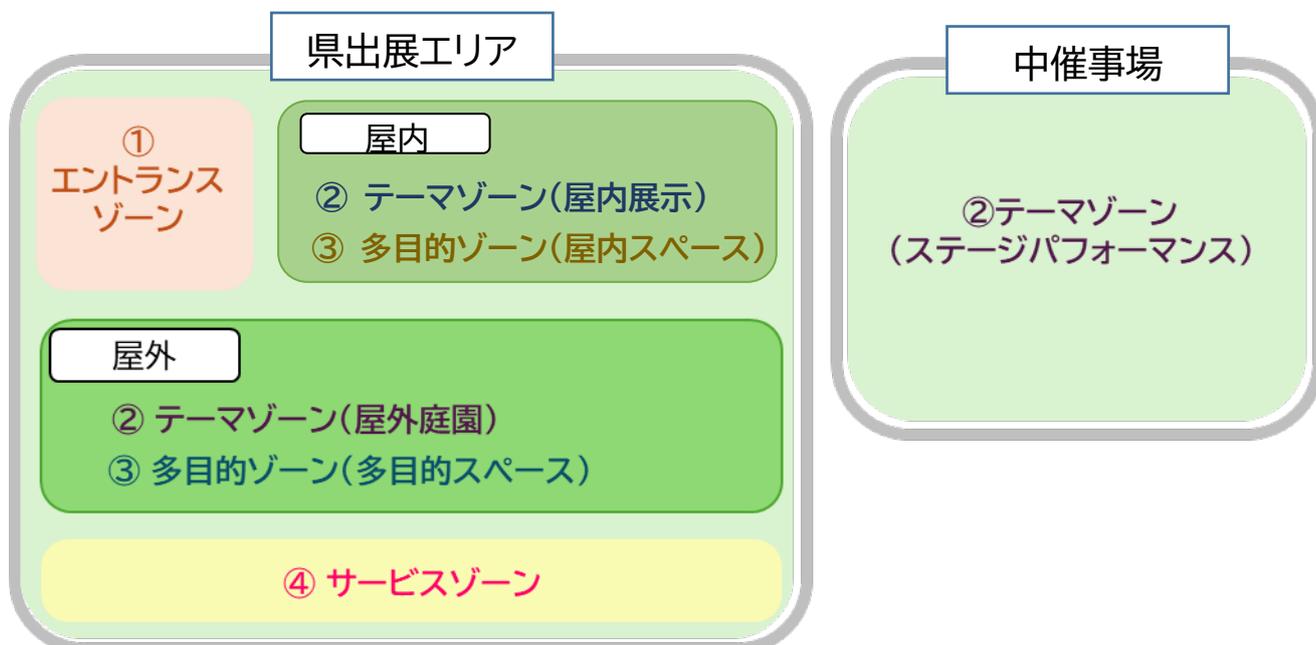
(2) 基本構想の概要（文化スポーツ観光局関係）

ア 出展の意義

本県の出展は、県内の花き園芸・造園・農の振興はもとより、GREEN×EXPO 2027のテーマに合わせて、県が掲げる施策を国内外に広くPRし、理解の促進を図り、地域における様々な取組に広げることで、県政の基本理念である、「いのち輝く“Vibrant INOCHI”」の実現を目指す。併せて、観光振興を含めた経済活性化にもつなげていく。

イ 空間構成

“Vibrant INOCHI”をテーマとした屋外庭園や屋内展示を出展するだけでなく、このテーマを分かりやすく発信するために、中催事場を活用したステージパフォーマンスによる出展を行うなど、効果的にテーマやメッセージを発信していく。



ウ 展示に係る基本方針

(ア) ターゲットの想定

GREEN×EXPO 2027は、約1,000万人以上の来場を見込んでおり、子どもから高齢者まであらゆる年代で、国内外から様々な国籍や文化的背景を持つ人々、障がいのある人々など、多様な人々が訪れることが想定される。

県出展においては、様々な来場者を受け入れるとともに、特に、未来を担う子どもたちにわかりやすくテーマやメッセージが伝わるよう、体験型の展示やステージの活用など、より効果的な手法を検討する。

(イ) 花・緑出展

屋外庭園や屋内展示を行う。

(ウ) ステージ出展

県民参加による「“Vibrant INOCHI”パフォーマンス」(中催事場)

“Vibrant INOCHI”を全世界からの来場者に分かりやすくPRするため、ステージパフォーマンスを制作、上演する。

<別添参考資料>

- ・参考資料2 GREEN×EXPO 2027神奈川県出展基本構想(案)

8 東京2025デフリンピックに向けた取組について

東京2025デフリンピックを契機とした、聴覚障がい者への理解やパラスポーツの推進を図るための取組について報告する。

(1) 東京2025デフリンピックの機運醸成に向けた取組

ア 東京2025デフリンピック1年前イベントの実施

東京大会の1年前となる令和6年11月に、県庁周辺でデフリンピックをPRするイベントを開催する。デフリンピックの周知やデフアスリートのトークショー、デフスポーツ体験等を行い、聴覚障がい者への理解と機運醸成を図る。

イ プロスポーツチーム等と連携したPR

プロスポーツチームと連携し、試合会場等において、ブース出展やステージイベント等を行う。

ウ 各種広報ツールによるPR

チラシやポスターを作成し、学校を始め、関係団体に配布するほか、デフアスリートの出演するPR動画を作成し、駅のサイネージ等で流す。

エ 東京2025デフリンピック応援隊へのかながわキンタロウの登録

各自治体のキャラクターにより結成された応援隊に、かながわキンタロウを、競技開催地以外の自治体としては初めて、令和6年6月に登録した。今後、デフリンピックのエンブレムマークを付けたバージョンのかながわキンタロウのイラストを各周知媒体にて活用する。

オ 本庁舎ライトアップの実施

東京大会の1年前となるタイミングに合わせて、本庁舎のライトアップを行う。

カ 県の各イベントでの周知等

ベトナムフェスタを始めとする県イベントにおいて、デフリンピックのPRブースや、デフスポーツ用具の展示・体験会等を行う。

(2) 大会のレガシーの創出に向けた取組

大会を契機として、障がい者アスリートの支援や障がい者がスポーツを楽しむための環境整備を行う。

ア 障害者アスリート支援事業費補助

障がい者アスリートの競技継続及び競技力向上のため、令和6年度から、新たに強化指定選手を目指す若手も対象に加える等、若手選手への補助を拡充した。

イ 県立スポーツ施設のユニバーサルデザイン案内表示等の整備

誰もが利用しやすい施設とするため、ユニバーサルデザインに配慮したわかりやすい案内表示版等の整備を行う。

ウ 障がい者のスポーツ観戦促進事業

誰もがスポーツ観戦しやすい環境整備のため、プロスポーツの試合等で、臨場感を味わいながら楽しく応援できる方法を実証する事業を行う。

エ ろう者への理解を深める普及啓発

(ア) ろう者に対する理解促進動画の作成・活用

9月23日の手話言語の国際デーに合わせ、デフアスリート等の出演する、ろう者に対する理解促進の動画を作成し、電車内広告等に掲出する。

(イ) 国際手話講座の開催

国際手話の理解促進を図るとともに、海外から来日するろう者との基本的なコミュニケーションを図り、大会を支援するボランティアとして活動できる程度の国際手話に対応できる人材を育成する。

(3) 来年度に向けて

ア 事前キャンプについて

東京2020パラリンピック競技大会の際に県立スポーツセンターで事前キャンプを実施したポルトガル共和国から、同センターでの事前キャンプ実施の希望があり、現在、受入れに向けて調整中である。